

別紙（乙）

簡易水道等施設整備費国庫補助金取扱要領

第1 通則

市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）が、簡易水道等施設整備を実施するため簡易水道等施設整備費補助金の交付を受けるにあたっての必要な手続は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、本要領によるものとする。

第2 簡易水道等施設整備費に関する定義

- (1) 「簡易水道」とは、101人以上5,000人以下を給水人口とする水道をいう。
- (2) 「飲料水供給施設」とは、50人以上（地下水汚染地域にあつてはこの限りではない。）100人以下を給水人口として、人の飲用に供する水を供給する施設をいう。
- (3) 「統合簡易水道」とは、既存の簡易水道の統合整備又は、既存の簡易水道及び飲料水供給施設を統合整備するため、基幹的施設その他の施設の整備を行い、当該施設の有機的一体化と事業経営の一元化が図られた単一の水道をいう。（統合と合わせて新たに未給水地区において設置する施設を含む。）
- (4) 「特定簡易水道事業」とは、事業経営者が同一であつて次のいずれかの要件を有する他の水道事業が存在する簡易水道事業をいう。
 - (ア) 会計が同一であるもの。
 - (イ) 水道施設が接続しているもの。
 - (ウ) 道路延長で、原則として10km未満に給水区域を有するもの。
- (5) 「特定飲料水供給施設」とは、当該施設の設置者と事業経営者が同一であつて次のいずれかの要件を有する他の水道事業が存在する飲料水供給施設をいう。
 - (ア) 会計が同一であるもの。
 - (イ) 水道施設が接続しているもの。
 - (ウ) 道路延長で、原則として10km未満に給水区域を有するもの。
- (6) 「特定経営状況事業」とは、給水原価が全簡易水道事業の平均の半分以上であつて、供給単価が全簡易水道事業の平均の半分以上かつ供給単価が給水原価の120%以下の簡易水道事業をいう。
- (7) 「特定市町村」とは、次のいずれかの要件を有する市町村をいう。
 - (ア) 平成19年度以降に市町村の合併を行うことを地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第6項の規定に基づき総務大臣により告示された市町村
 - (イ) 平成21年度において地方自治法第252条の2若しくは市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第3条の規定により市町村の合併に関する協議を行う協議会が設置されていた市町村又は関係する市町村による市町村の合併に関する協議を行う任意の協議会等が設置されていた市町村
 - (ウ) 平成19年度以降に大規模な災害に被災し、既存の施設整備計画の変更を余儀なくされた市町村
 - (エ) 上記（ア）～（ウ）のほか、厚生労働大臣が特に必要と認めた市町村

- (8) 「離島簡易水道」とは、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島における簡易水道又は飲料水供給施設をいう。
- (9) 「地方生活基盤整備水道事業」とは、地域の生活様式の変化に対応可能な水量（第 4 付表②の加算水量を除く 1 人 1 日平均給水量が 200 ℓ を超えるもの）又は水圧（直結給水を行う場合の配水管最小動水圧が平常時 245 キロパスカルを超えるもの）を備えた簡易水道施設の整備を行う必要がある地域について、市町村が策定し、厚生労働大臣が適当と認めた地方生活基盤整備水道事業計画に基づき施行される事業をいう。ただし、飲料水供給施設及び原則として従前の計画給水人口 20%未滿又は 100 人以下の区域拡張を行うための施設整備にあつてはこの限りでない。

第 3 国庫補助対象事業及び国庫補助対象施設

国庫補助の対象となる「簡易水道等」の国庫補助対象事業及び国庫補助対象施設は公衆衛生上必要があると認められる事業であつて、平成 19 年度より国庫補助を受ける事業については、別表第 1、平成 18 年度以前から国庫補助を受けている事業については、平成 31 年度限りとし、別表第 2 のとおりとする。

ただし、国庫補助対象事業に要する費用（全体工期に係る補助対象事業費）が 1,000 万円（放射線量の確認を行うための分析機器については 10 万円）に満たない事業を除く。

第3 国庫補助対象事業及び国庫補助対象施設

別表第1

1 区分	2 国庫補助対象事業	3 国庫補助対象施設
<p>水道未普及地域解消事業</p>	<p>水道がまだ布設されていない地域について、市町村が策定し、厚生労働大臣が適当と認めた水道未普及地域解消計画に基づき施行される事業で、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>1. 市町村が、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する簡易水道事業又は飲料水供給施設を新設する事業 なお、当該事業における飲料水供給施設の整備は、給水人口10人以上100人以下とする。ただし、厚生労働大臣が認める地下水等汚染地域(以下、「地下水等汚染地域」という。)又は財政力指数0.30以下の市町村にあっては、この限りではない。 (1) 当該事業と会計が同一又は管理が一体である等経営実態が一体である事業が存在していないこと。 (2) 既存の水道と接続せず、橋で連絡されていない島又は既存の水道事業の給水区域から道路延長が原則として10km以上離れていること。 ただし、簡易水道施設を新設する事業で、給水人口が現在人口の2倍を超える場合にあってはその超える部分については補助対象事業とはしない。(独立行政法人都市再生機構等が行う宅地開発若しくは宅地建設又は独立行政法人住宅金融支援機構等の宅造融資を受けた者が行う宅地開発等により急激に人口が増加する場合には、この限りでない。)</p> <p>2. 簡易水道を布設し得る条件を備えたいくつかの地域の相互間の距離が、原則として200m以上(地下水等汚染地域又は財政力指数0.30以下の市町村にあっては、この限りでない。)の連絡管で連絡した5,000人を超える給水人口を有する単一の水道施設を新設する事業。ただし、同一行政区域内に既に市町村が経営する水道事業が存在する場合には当該水道事業が経営するものに限る。</p> <p>3. 次の(1)又は(2)のいずれかに該当するもの (1) 簡易水道又は飲料水供給施設を布設し得る条件を備えた地域(地下水等汚染地域又は財政力指数0.30以下の市町村にあっては、この限りでない。)において、既存の水道事業の給水区域から原則として200m以上離れた地域に、既存の水道事業の経営による水道施設の整備を行う事業 (2) (1)の地域又はその周辺で水源の確保が困難なため、同一行政区域内に存する水道事業から浄水を受けて行う水道のうち、水道事業の給水区域(飲料水供給施設にあっては現在供給されている区域)からの距離が、原則として200m以上(地下水等汚染地域又は財政力指数0.30以下の市町村及び離島簡易水道にあっては、この限りでない。)</p>	<p>1. 次に定める施設及び当該施設設置のために必要な最小限の用地及び補償費 (1) 井戸、集水埋きよ、貯水池、取水ポンプその他取水に必要な施設 (2) 導水管、送水管、その他導送水に必要な施設 (3) 浄水池、滅菌装置その他浄水に必要な施設 (4) 配水池、配水管その他配水に必要な施設 (5) 飲料水供給施設(簡易水道再編推進事業にあっては、飲料水供給施設を布設し得る条件を備えた未給水地区内を含む。)にあっては、(1)から(4)までに掲げるもののほか、給水に必要な施設であって屋外に新設する部分を除く。 ア 給水栓 イ 立上り管 (6) 放射線量の確認を行うための分析機器(シンチレーションサーベイメータ)</p> <p>2. 1に掲げる施設には次の施設を含まないものとする。 (1) 事務所及び倉庫(工事施工のための仮事務所及び仮設倉庫を除く。)並びに門、さく、へい、植樹その他当該簡易水道の維持管理に必要な施設 (2) 給水装置</p>
<p>新設</p>		
	<p>広域簡易水道</p>	
	<p>飛地区域</p>	

簡易水道再編推進事業	給水区域内無水源	<p>の連絡管で連絡して水道施設の整備を行う事業。 (当該事業における飲料水供給施設の整備は、給水人口 10 人以上 100 人以下とする。ただし、地下水等汚染地域又は財政力指数 0.30 以下の市町村にあってはこの限りではない。)</p>	
	区域拡張	<p>4. 既認可給水区域であって、まだ水道が布設されていない地区(給水人口 101 人以上 5,000 人以下)に対し、現在給水されている区域から原則として 200m 以上の連絡管で連絡して水道施設の整備を行う事業</p> <p>5. 市町村が簡易水道事業又は飲料水供給施設の給水区域の拡張を行う事業(当該事業を行うために必要な基幹的施設の改良を行う事業(生活基盤近代化事業の対象となる施設整備に限る。)を含む。)</p> <p>なお、簡易水道施設については給水人口 10 人以上、飲料水供給施設については従前の給水人口の 20%以上であること。ただし、地下水等汚染地域又は財政力指数 0.30 以下の市町村にあっては、この限りでない。</p>	
	統合簡易水道	<p>1. 市町村が、特定簡易水道事業に該当しない簡易水道事業(注1)の簡易水道施設又は特定飲料水供給施設に該当しない飲料水供給施設(注2)に係る統合簡易水道施設を整備する事業であって、次の(1)から(3)のいずれかに該当するもの。</p> <p>(1) 市町村が策定する統合簡易水道施設整備計画に基づく、水道未普及地域解消事業(給水人口 50 人未満のものを除く。)及び生活基盤近代化事業の対象となる施設整備並びに基幹的施設の新設事業</p> <p>(2) 統合簡易水道施設の給水区域内において、水源が枯渇し、その周辺での水源の確保が著しく困難な場合において、当該水道事業以外の水道事業(原則として 200m 以上の距離を有すること。)から浄水を受けて統合簡易水道施設整備事業を行うことが最も経済的、合理的であって厚生労働大臣が必要と認めた事業</p> <p>ただし、平成 29 年度以降は、平成 19 年度以降に水道事業の統合により上水道事業に含まれた簡易水道施設又は飲料水供給施設で他の水道施設から原則として 200m 以上の距離を有するものについて、次のア及びイのいずれにも該当する場合に実施する「同一水道事業内の離れた水道施設間の連絡管整備事業」であって、厚生労働大臣が必要と認めた事業を含む。</p> <p>ア 水源が枯渇し、その周辺で水源の確保が著しく困難であるため、当該水道施設以外の水道施設から浄水を受ける連絡管の整備が最も経済的、合理的であること。</p> <p>イ 当該上水道事業の資本単価が全上水道事業の平均以上かつ当該施設の有収水量当たりの連絡管整備費用が平均以上であること。</p>	

	簡易水道 統合整備 事業	<p>(3) 経営の一元化、管理の一体化等を図る場合の遠隔監視システムの整備事業</p> <p>(注1) 平成31年度までは、次に該当する簡易水道事業を含む。ただし、自然災害などによる整備の遅れにより工期を延長するものとして厚生労働省が承認した事業に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定簡易水道事業であって、平成21年度末又は補助採択のいずれか早い方の時期までに市町村が策定し厚生労働省が承認した簡易水道事業統合計画の対象となっている簡易水道事業 ・ 特定簡易水道事業であって、平成23年度末までに特定市町村が策定し、厚生労働省が承認した簡易水道事業統合計画の対象となっている簡易水道事業 ・ 平成28年度までに他の水道事業と統合した簡易水道事業 <p>(注2) 平成31年度までは、次に該当する飲料水供給施設を含む。ただし、自然災害などによる整備の遅れにより工期を延長するものとして厚生労働省が承認した施設に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定飲料水供給施設であって、平成21年度末又は補助採択のいずれか早い方の時期までに市町村が策定し厚生労働省が承認した簡易水道事業統合計画の対象となっている飲料水供給施設 ・ 特定飲料水供給施設であって、平成23年度末までに特定市町村が策定し、厚生労働省が承認した簡易水道事業統合計画の対象となっている飲料水供給施設 ・ 平成28年度までに他の水道事業に含まれた飲料水供給施設 <p>2. 市町村が、特定簡易水道事業に該当しない簡易水道事業(注1)の簡易水道施設又は特定飲料水供給施設に該当しない飲料水供給施設(注2)を統合整備する事業であって、次の(1)又は(2)に該当するもの。</p> <p>(1) 市町村が策定する「簡易水道統合整備計画」に基づき、上水道施設と簡易水道施設又は飲料水供給施設との統合整備を行うために必要となる水道未普及地域解消事業(給水人口50人未満のものを除く。)及び生活基盤近代化事業の対象となる施設整備並びに基幹的施設の新設事業</p> <p>(2) 経営の一元化、管理の一体化等を図る場合の遠隔監視システムの整備事業</p> <p>(注1) 平成31年度までは、次に該当する簡易水道事業を含む。ただし、自然災害などによる整備の遅れにより工期を延長するものとして厚生労働省が承認した事業に限る。</p>	
--	--------------------	--	--

<p>生活基盤近代化事業</p>	<p>増補改良</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定簡易水道事業であって、平成 21 年度末又は補助採択のいずれか早い方の時期までに市町村が策定し厚生労働省が承認した簡易水道事業統合計画の対象となっている簡易水道事業 ・ 特定簡易水道事業であって、平成 23 年度末までに特定市町村が策定し、厚生労働省が承認した簡易水道事業統合計画の対象となっている簡易水道事業 ・ 平成 28 年度までに他の水道事業と統合した簡易水道事業 <p>(注 2) 平成 31 年度までは、次に該当する飲料水供給施設を含む。ただし、自然災害などによる整備の遅れにより工期を延長するものとして厚生労働省が承認した施設に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定飲料水供給施設であって、平成 21 年度末又は補助採択のいずれか早い方の時期までに市町村が策定し厚生労働省が承認した簡易水道事業統合計画の対象となっている飲料水供給施設 ・ 特定飲料水供給施設であって、平成 23 年度末までに特定市町村が策定し、厚生労働省が承認した簡易水道事業統合計画の対象となっている飲料水供給施設 ・ 平成 28 年度までに他の水道事業に含まれた飲料水供給施設 <p>1. 市町村が、次の①から③のいずれかに該当する簡易水道施設(注 1)又は飲料水供給施設(注 2)の増補改良を行う事業で、次の(1)から(7)のいずれかに該当するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 特定簡易水道事業に該当しない簡易水道事業(ただし、(1)に該当する事業においては特定経営状況事業に該当するものに限る。)に係る簡易水道施設 ② 特定飲料水供給施設に該当しない飲料水供給施設 ③ 平成 19 年度以降に水道事業の統合により上水道事業に含まれることとなった簡易水道施設又は飲料水供給施設のうち、他の水道施設から原則として 200m 以上の距離を有し、当該上水道事業の資本単価が全上水道事業の平均以上かつ当該施設の有収水量当たりの増補改良事業費用が平均以上であるもの <p>(1) 水源の枯渇又は使用水量の増加に係る事業であって、次のア及びイに該当するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 増補改良しようとするしゅん工後 10 年以上経過した簡易水道施設又は飲料水供給施設(以下「旧施設」という。)の計画水量が、水源の枯渇のため、当初の計画どおりには得られなくなったもの又は給水区域内の人口の増加、若し 	
------------------	-------------	--	--

		<p>くは生活改善等に伴い使用水量が増加したため、当初の計画水量では一般の需要に応ずることができなくなったものであること。</p> <p>イ 旧施設における渇水期間中の1人1日当たりの最大給水可能量が1500以下であること。</p> <p>(2) 旧施設の水質が「水質基準に関する省令」（平成15年厚生労働省令第101号）による水質基準に適合しなくなるおそれが生じたことに伴う施設整備事業</p> <p>(3) 鉛製管の更新を行う事業。</p> <p>(4) クリプトスポリジウム等病原性原虫対策としてのろ過施設（次のア及びイ又はウのいずれかに該当するものに限る。）、紫外線処理施設の整備又はろ過施設の整備に代替して開発する水源の整備事業</p> <p>ア 水源が表流水、伏流水、湧水又は浅井戸であること。</p> <p>イ 既設設備が塩素消毒のみの場合においては、原水中に、大腸菌、嫌気性芽胞菌、糞便性大腸菌群、糞便性連鎖球菌、クリプトスポリジウム若しくはジアルジアが検出されたことがあること又は取水施設の上流等に糞便処理施設（し尿処理施設、下水の処理施設又は家畜糞尿の処理・貯留施設）が存在すること。</p> <p>ウ 既設設備が緩速ろ過又は急速ろ過である場合においては、イに加え、浄水の濁度を0.1度以下に維持できない施設であること。</p> <p>(5) 基幹的な水道構造物の耐震化のための補強事業であって、かつ、次のア又はイのいずれかに該当し、ウからカのいずれにも該当するもの。</p> <p>ア 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第3条第1項の規定に基づく地震防災対策強化地域に指定されている地域又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第3条第1項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域における事業</p> <p>イ 地震による水道施設の被害の経験がある、又は、今後、特におそれのある地域における事業</p> <p>ウ 取水施設、導水施設、浄水施設、送配水施設及びこれらの施設と密接な関連を有する施設（管路は含まない。）及びこれらの施設内に存在する基幹的な水道構造物であり、施設の運営に必要な施設であること。</p> <p>エ 地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）第14条に定める法定耐用年数以内の施設又は経過年数が、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産処分の制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）で定める年数以内の施設であること。</p> <p>オ 平成9年度以前に建築された施設であって、耐震診断により水道施設の技術的基準を定める</p>	
--	--	---	--

		<p>省令（平成 12 年厚生省令第 15 号）に基づく施設基準を満たさないことが明らかであるもの。</p> <p>カ 耐震補強又は改築を行った基幹的な水道構造物については、供用期間内に発生する確率は低い、大きな強度を有する地震動（レベル 2 地震動）に対して、生じる被害が軽微で所期の機能を保持できる構造であること。</p> <p>(6) 緊急遮断弁又は非常用電源設備を設置する事業であって、次のア又はイのいずれかに該当するもの。</p> <p>ア 大規模地震対策特別措置法第 3 条第 1 項の規定に基づく地震防災対策強化地域に指定されている地域又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 3 条第 1 項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域における事業</p> <p>イ 地震による水道施設の被害の経験がある、又は、今後、特におそれのある地域における事業</p> <p>(7) 原子力発電所等核燃料を取扱う施設の周辺の水道事業者が事故時等に放射線量の確認を行うための分析機器の整備事業</p> <p>(注 1) 平成 31 年度までは、次に該当する簡易水道施設を含む。ただし、自然災害などによる整備の遅れにより工期を延長するものとして厚生労働省が承認した事業に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定簡易水道事業であって、平成 21 年度末又は補助採択のいずれか早い方の時期までに市町村が策定し厚生労働省が承認した簡易水道事業統合計画の対象となっている簡易水道事業に係る簡易水道施設 ・ 特定簡易水道事業であって、平成 23 年度末までに特定市町村が策定し、厚生労働省が承認した簡易水道事業統合計画の対象となっている簡易水道事業 ・ 平成 28 年度までに他の水道事業と統合した簡易水道事業 <p>(注 2) 平成 31 年度までは、次に該当する飲料水供給施設を含む。ただし、自然災害などによる整備の遅れにより工期を延長するものとして厚生労働省が承認した施設に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定飲料水供給施設であって、平成 21 年度末又は補助採択のいずれか早い方の時期までに市町村が策定し厚生労働省が承認した簡易水道事業統合計画の対象となっている飲料水供給施設 ・ 特定飲料水供給施設であって、平成 23 年度末までに特定市町村が策定し、厚生労働省が承認した簡易水道事業統合計画の対象となっている飲料水供給施設 ・ 平成 28 年度までに他の水道事業に含まれた飲料水供給施設 	
--	--	--	--

<p>基幹改良</p>	<p>2. 市町村が、次の①から③のいずれかに該当する簡易水道施設（注1）又は飲料水供給施設（注2）の基幹的施設について行う改良事業であって、老朽化その他やむを得ない事由により機能が低下した場合に行う(1)から(4)並びに(5)のいずれかに該当するもの。ただし、(1)から(3)は増補改良に該当する事業を除く。</p> <p>① 特定簡易水道事業に該当しない簡易水道事業（ただし、下記(1)から(4)の事業においては特定経営状況事業に該当するものに限る。）に係る簡易水道施設</p> <p>② 特定飲料水供給施設に該当しない離島振興対策実施地域における飲料水供給施設</p> <p>③ 平成19年度以降に水道事業の統合により上水道事業に含まれることとなった簡易水道施設及び離島振興対策実施地域における飲料水供給施設のうち、他の水道施設から原則として200m以上の距離を有し、当該上水道事業の資本単価が全上水道事業の平均以上かつ当該施設の有収水量当たりの基幹改良事業費用が平均以上であるもの。</p> <p>（注1）平成31年度までは、次に該当する簡易水道施設を含む。ただし、自然災害などによる整備の遅れにより工期を延長するものとして厚生労働省が承認した事業に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定簡易水道事業であって、平成21年度末又は補助採択のいずれか早い方の時期までに市町村が策定し厚生労働省が承認した簡易水道事業統合計画の対象となっている簡易水道事業に係る簡易水道施設 ・ 特定簡易水道事業であって、平成23年度末までに特定市町村が策定し、厚生労働省が承認した簡易水道事業統合計画の対象となっている簡易水道事業 ・ 平成28年度までに他の水道事業と統合した簡易水道事業 <p>（注2）平成31年度までは、次に該当する飲料水供給施設を含む。ただし、自然災害などによる整備の遅れにより工期を延長するものとして厚生労働省が承認した施設に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条に基づき指定された振興山村、半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条に基づき指定された半島振興対策実施地域又は過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条に基づき定められた過疎地域における特定飲料水供給施設であって、平成21年度末若しくは補助採択のいずれか早い方の時期までに市町村が策定し厚生労働省が承認した簡易水道事業統合計画の対象とな 	
-------------	---	--

	<p>水量拡張</p>	<p>っている飲料水供給施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定飲料水供給施設であって、平成 23 年度末までに特定市町村が策定し、厚生労働省が承認した簡易水道事業統合計画の対象となっている飲料水供給施設 ・ 平成 28 年度までに他の水道事業に含まれた飲料水供給施設 <p>(1) しゅん工後原則として 40 年以上経過した構築物を廃止して新設するもの。</p> <p>(2) 設置後原則として 10 年以上経過した機械及び装置（関連する構築物を含む。）を廃止して新設するもの。</p> <p>(3) 布設後 20 年以上経過した管路を廃止して新設するもの。</p> <p>ただし、各施設ごとの管路の延長又は全管路延長の 20%以上（財政力指数が 0.30 以下の市町村の場合においては 10%以上、特定市町村の場合においては 15%以上とし、また、鑄鉄管及びコンクリート管の更新については、管路延長要件を適用しない。）の改良を行うものに限る。</p> <p>(4) しゅん工後 20 年以上経過した離島簡易水道のうち、海底送水管の布設替えを行う事業であって、厚生労働大臣が必要と認めたもの。</p> <p>(5) 地震対策として行う石綿セメント管を廃止して新設する事業であって、次のア又はイのいずれかに該当するもの。</p> <p>ア 大規模地震対策特別措置法(昭和 53 年法律第 73 号) 第 3 条第 1 項の規定に基づく地震防災対策強化地域に指定されている地域又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域における事業</p> <p>イ 地震による水道施設の被害の経験がある、又は、今後、特におそれのある地域における事業</p> <p>3. 市町村が、次の①から③のいずれかに該当する簡易水道施設（注 1）又は飲料水供給施設（注 2）の水量を拡張(拡張しようとする計画給水量が従前の計画給水量の 20%以上である場合。) する事業（当該事業を行うために必要となる基幹的施設の改良を行う事業（ただし、基幹改良の対象となる施設整備に限る。）含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 特定簡易水道事業に該当しない簡易水道事業（ただし、特定経営状況事業に該当するものに限る。）に係る簡易水道施設 ② 特定飲料水供給施設に該当しない飲料水供給施設 ③ 平成 19 年度以降に水道事業の統合により上水道事業に含まれることとなった簡易水道施設及び飲料水供給施設のうち、他の水道施設から原則 	
--	-------------	--	--

		<p>として 200m 以上の距離を有し、当該上水道事業の資本単価が全上水道事業の平均以上かつ当該施設の有収水量当たりの水量拡張事業費用が平均以上であるもの。</p> <p>(注1) 平成 31 年度までは、次に該当する簡易水道施設を含む。ただし、自然災害などによる整備の遅れにより工期を延長するものとして厚生労働省が承認した事業に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定簡易水道事業であって、平成 21 年度末又は補助採択のいずれか早い方の時期までに市町村が策定し厚生労働省が承認した簡易水道事業統合計画の対象となっている簡易水道事業に係る簡易水道施設 ・ 平成 28 年度までに他の水道事業と統合した簡易水道事業 <p>(注2) 平成 31 年度までは、次に該当する飲料水供給施設を含む。ただし、自然災害などによる整備の遅れにより工期を延長するものとして厚生労働省が承認した施設に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定飲料水供給施設であって、平成 21 年度末又は補助採択のいずれか早い方の時期までに市町村が策定し厚生労働省が承認した簡易水道事業統合計画の対象となっている飲料水供給施設 ・ 平成 28 年度までに他の水道事業に含まれた飲料水供給施設 	
閉山炭坑水道施設	<p>石炭鉱業の整理等(鉱山の廃止、経営規模の縮小等)に伴い当該石炭鉱業の施設等に係る鉱業経営者(以下「鉱業経営者」という。)の設置した水道施設〔(社宅、鉱業補償地区に給水するため設置した専用水道又は飲料水を供給する施設(以下「旧施設」という。))〕又は鉱業経営者が消滅し、あるいは旧施設が鉱業経営者の管理外になったため、市町村がかかわって給水を行う場合において、当該市町村が旧施設を改良又は更新する事業。</p>	<p>水道未普及地域解消事業の3国庫補助対象施設欄の1の(6)の次に次の1項を加えて、当該欄を準用する。</p> <p>(7) 共同給水装置</p>	

別表第2 平成18年度以前から国庫補助を受けている事業について

1 区分	2 国庫補助対象事業	3 国庫補助対象施設
水道未普及地域解消事業	<p>水道がまだ布設されていない地域について、市町村が策定し、厚生労働大臣が適当と認めた水道未普及地域解消計画に基づき施行される事業で、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>1. 市町村が簡易水道施設又は飲料水供給施設を新設する事業(当該事業における飲料水供給施設の整備は、給水人口10人以上100人以下とする。ただし、厚生労働大臣が認める地下水等汚染地域(以下「地下水等汚染地域」という。)又は財政力指数0.30以下の市町村にあつては、この限りでない。)</p> <p>ただし、簡易水道施設を新設する事業で、計画給水人口が現在人口の2倍を超える場合にあつてはその</p>	<p>1. 次に定める施設及び当該施設設置のために必要な最小限の用地及び補償費</p> <p>(1) 井戸、集水埋きよ、貯水池、取水ポンプその他取水に必要な施設</p> <p>(2) 導水管、送水管、その他導送水に必要な施設</p> <p>(3) 浄水池、滅菌装置その他浄水に必要な施設</p> <p>(4) 配水池、配水管その</p>

		<p>超える部分については補助対象事業とはしない。なお、独立行政法人都市再生機構等が行う宅地開発若しくは宅地建設又は独立行政法人住宅金融支援機構等の宅造融資を受けた者が行う宅地開発等により急激に人口が増加する場合には、この限りでない。</p> <p>2. 簡易水道を布設し得る条件を備えたいいくつかの地域の相互間の距離が、原則として 200m 以上（地下水等汚染地域又は財政力指数 0.30 以下の市町村にあっては、この限りでない。）の連絡管で連絡した 5,000 人を超える給水人口を有する単一の水道施設を新設する事業。</p> <p>3. 簡易水道又は飲料水供給施設を布設し得る条件を備えた地域（地下水等汚染地域又は財政力指数 0.30 以下の市町村にあっては、この限りでない。）において、当該地域又はその周辺で水源の確保が困難なため、同一行政区域内に存する水道事業から浄水を受けて行う水道のうち、水道事業の給水区域（飲料水供給施設については現在給水されている区域）からの距離が、原則として 200m 以上（地下水等汚染地域又は財政力指数 0.30 以下の市町村及び離島簡易水道にあっては、この限りでない。）の連絡管で連絡して水道施設の整備を行う事業（当該事業における飲料水供給施設の整備は、給水人口 10 人以上 100 人以下とする。ただし、地下水汚染等地域又は財政力指数 0.30 以下の市町村にあっては、この限りでない。）。</p> <p>4. 既認可給水区域であって、まだ水道が布設されていない地区（給水人口 101 人以上 5,000 人以下）に対し、現在給水されている区域から原則として 200m 以上の連絡管で連絡して水道施設の整備を行う事業。</p> <p>5. 市町村が簡易水道施設又は飲料水供給施設の区域の拡張（簡易水道施設については計画給水人口 10 人以上、飲料水供給施設については従前の計画給水人口の 20% 以上とする。ただし、地下水等汚染地域又は財政力指数 0.30 以下の市町村にあっては、この限りでない。）を行う事業（当該事業を行うために必要な基幹的施設の改良を行う事業（ただし、生活基盤近代化事業の対象となる施設整備に限る。）を含む。）。</p> <p>ただし、過去において整備されたものを除く。</p>	<p>他配水に必要な施設</p> <p>(5) 飲料水供給施設（簡易水道再編推進事業にあっては、飲料水供給施設を布設し得る条件を備えた未給水地区内を含む。）にあっては、(1) から (4) までに掲げるもののほか、給水に必要な施設であって屋外に新設する部分。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア 給水栓 イ 立上り管</p> <p>(6) 放射線量の確認を行うための分析機器（シンチレーションサーベイメータ）</p> <p>2. 1 に掲げる施設には次の施設を含まないものとする。</p> <p>(1) 事務所及び倉庫（工事施工のための仮事務所及び仮設倉庫を除く。）並びに門、さく、へい、植樹その他当該簡易水道の維持管理に必要な施設</p> <p>(2) 給水装置</p>
簡易水道再編推進事業	統合簡易水道	<p>1. 市町村が統合簡易水道施設を整備する事業であって、次の(1)、(2)又は(3)に該当するもの。</p> <p>ただし、整備する統合簡易水道施設が特定簡易水道事業に該当する簡易水道事業の簡易水道施設となる場合には、平成 29 年度から平成 31 年度までの期間については、平成 21 年度までに簡易水道事業統合計画を策定し、厚生労働省が承認した場合又は平成 28 年度までに事業を統合した場合のうち、自然災害などによる整備の遅れにより工期を延長するものとして厚</p>	

<p>生活基盤近代化事業</p>	<p>簡易水道 統合整備 事業</p> <p>増補改良</p>	<p>生労働省が承認した場合のみ認めることとする。</p> <p>(1) 市町村が策定する統合簡易水道施設整備計画に基づく、水道未普及地域解消事業（ただし、計画給水人口 50 人未満は除く。）及び生活基盤近代化事業の対象となる施設整備並びに基幹的施設の新設事業。</p> <p>(2) 統合簡易水道施設の給水区域内において、水源が枯渇し、その周辺での水源の確保が著しく困難な場合においては、当該水道事業以外の水道事業（原則として 200m 以上の距離を有すること。）から浄水を受けて統合簡易水道施設整備事業を行うことが最も経済的、合理的であって厚生労働大臣が必要と認めたもの。</p> <p>(3) 経営の一元化、管理の一体化等を図る場合の遠隔監視システムの整備を行う事業。</p> <p>2. 市町村が、簡易水道を統合整備する事業であって、次の(1)又は(2)に該当するもの。</p> <p>(1) 市町村が策定する「簡易水道統合整備計画」に基づき、上水道施設と同一行政区域内に存在するしゅん工後 10 年以上経過した簡易水道施設又は飲料水供給施設との統合整備を行うために必要となる水道未普及地域解消事業（ただし、50 人未満は除く。）及び生活基盤近代化事業の対象となる施設整備並びに基幹的施設の新設事業。</p> <p>(2) 経営の一元化、管理の一体化等を図る場合の遠隔監視システムの整備を行う事業。</p> <p>1. 市町村が、簡易水道施設又は飲料水供給施設の増補改良を行う事業であって、次の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)に該当するもの。</p> <p>ただし、平成 29 年度から平成 31 年度までの期間については、特定簡易水道事業に該当する簡易水道事業の簡易水道施設及び特定飲料水供給施設に該当する飲料水供給施設の場合には、平成 21 年度までに簡易水道事業統合計画を策定し、厚生労働省が承認した場合又は平成 28 年度までに事業を統合した場合のうち、自然災害などによる整備の遅れにより工期を延長するものとして厚生労働省が承認した場合のみ認めることとする。</p> <p>(1) 水源の枯渇又は使用水量の増加に係るものであって、次の各号に該当するものであること。</p> <p>ア 増補改良しようとする簡易水道施設又は飲料水供給施設（しゅん工後 10 年以上経過したものに限り、以下「旧施設」という。）の計画水量が、水源の枯渇のため、当初の計画どおりには得られなくなったもの又は給水区域内の人口の増加、若しくは生活改善等に伴い使用水量が増加したため、当初の計画水量では一般の需要に応ずることができなくなったものであること。</p> <p>イ 旧施設における渇水期間中の 1 人 1 日当たりの</p>	
------------------	---	---	--

	<p>基幹改良</p>	<p>最大給水可能量が 150ℓ 以下であること。</p> <p>(2) 旧施設の水質が「水質基準に関する省令」(平成 15 年厚生労働省令第 101 号)による水質基準に適合しなくなり、飲用困難となったものであること。</p> <p>(3) 鉛製管の更新を行う事業。</p> <p>(4) クリプトスポリジウム等病原性原虫対策としてのろ過施設（次のア及びイ又はウのいずれかに該当するものに限る。）、紫外線処理施設の整備又はろ過施設の整備に代替して開発する水源の整備事業</p> <p>ア 水源が表流水、伏流水、湧水又は浅井戸であること。</p> <p>イ 既設設備が塩素消毒のみの場合においては、原水中に、大腸菌、嫌気性芽胞菌、糞便性大腸菌群、糞便性連鎖球菌、クリプトスポリジウム若しくはジアルジアが検出されたことがあること又は取水施設の上流等に糞便処理施設（し尿処理施設、下水の処理施設又は家畜糞尿の処理・貯留施設）が存在すること。</p> <p>ウ 既設設備が緩速ろ過又は急速ろ過である場合においては、イに加え、浄水の濁度を 0.1 度以下に維持できない施設であること。</p> <p>(5) 原子力発電所等核燃料を取り扱う施設の周辺の水道事業者が事故時等に放射線量の確認を行うための分析機器の整備であること。</p> <p>2. 市町村が簡易水道施設（上水道の給水区域から原則として 200m 未満の連絡管で連絡可能な施設において、上水道事業との統合を伴わず実施する事業を除く。ただし、平成 17 年度以前に採択された事業はこの限りではない。）又は離島振興対策実施地域における飲料水供給施設の基幹的施設について行う改良事業であって、老朽化その他やむを得ない事由により機能が低下した場合に行う次の(1)、(2)若しくは(3)に掲げるもの（1に掲げる事業を除く。）又は、地震対策として行う石綿セメント管を廃止して新設するものであって、厚生労働大臣が必要と認めたもの。</p> <p>ただし、平成 29 年度から平成 31 年度までの期間については、特定簡易水道事業に該当する簡易水道事業の簡易水道施設及び特定飲料水供給施設に該当する飲料水供給施設の場合には、平成 21 年度までに簡易水道事業統合計画を策定し、厚生労働省が承認した場合又は平成 28 年度までに事業を統合した場合のうち、自然災害などによる整備の遅れにより工期を延長するものとして厚生労働省が承認した場合のみ認めることとする。</p> <p>(1) しゅん工後原則として 40 年以上経過した構築物を廃止して新設するもの。</p> <p>(2) 設置後原則として 10 年以上経過した機械及び装置（関連する構築物を含む。）を廃止して新設するもの。</p> <p>(3) 布設後原則として 20 年以上経過した管路を廃</p>	
--	-------------	--	--

	<p>水量拡張</p>	<p>止して新設するもの。ただし、各施設ごとの管路の延長又は全管路延長の 20%以上の改良を行うものに限る。</p> <p>(4) しゅん工後 20 年以上経過した離島簡易水道のうち、海底送水管の布設替を行う事業であって、厚生労働大臣が必要と認めたもの。</p> <p>3. 市町村が簡易水道又は飲料水供給施設の水量を拡張（拡張しようとする計画給水量が従前の計画給水量の 20%以上である場合。）する事業（当該事業を行うために必要な基幹的施設の改良を行う事業（ただし、2 に対象となる施設整備に限る。）を含む。）。</p> <p>ただし、平成 29 年度から平成 31 年度までの期間については、特定簡易水道事業に該当する簡易水道事業の簡易水道施設及び特定飲料水供給施設に該当する飲料水供給施設の場合には、平成 21 年度までに簡易水道事業統合計画を策定し、厚生労働省が承認した場合又は平成 28 年度までに事業を統合した場合のうち、自然災害などによる整備の遅れにより工期を延長するものとして厚生労働省が承認した場合のみ認めることとする。</p> <p>また、過去において整備されたものを除く。</p>	
<p>閉山炭坑水道施設</p>	<p>石炭鉱業の整理等（鉱山の廃止、経営規模の縮小等）に伴い当該石炭鉱業の施設等に係る鉱業経営者（以下「鉱業経営者」という。）の設置した水道施設〔（住宅、鉱害補償地区に給水するため設置した専用水道又は飲料水を供給する施設（以下「旧施設」という。））又は鉱業経営者が消滅し、あるいは旧施設が鉱業経営者の管理外になったため、市町村がかかわって給水を行う場合において、当該市町村が旧施設を改良又は更新する事業。</p>	<p>水道未普及地域解消事業の 3 国庫補助対象施設欄の 1 の (6) の次に次の 1 項を加えて、当該欄を準用する。</p> <p>(7) 共同給水装置</p>	

第4 事業計画の基準

簡易水道施設	飲料水供給施設	閉山炭鉱水道施設	離島簡易水道施設
<p>国庫補助の対象となる簡易水道等は、市町村（一部事務組合を含む。）の経営しようとするものに限り、かつ事業計画が次の各号に掲げる基準に該当するものに限るものとする。</p> <p>ただし、厚生労働大臣が適当と認めた地方生活基盤整備水道事業計画に基づき施行される事業については、当該計画を基準とする。</p> <p>(1) 布設対象区域（以下「給水区域」という。）は配水管布設計画のある地域であって、かつ、次のいずれかに該当する地区であること。</p> <p>ア 日常生活用水に起因する疫病が多発し、又は発生のおそれがある等、衛生状態の不良地区。</p> <p>イ 流水を日常生活用水にしている地区又は水質の不良な地区若しくは飲料水等の需給に著しく困却している地区。</p> <p>ウ 生活改善その他の理由により簡易水道等の布設が必要と認められる地区。</p> <p>(2) 給水区域は家屋のおおむね連たんだした地区にあつては、一つの区域として計画し、このような地区が二つ以上散在する場合においては個々に簡易水道を布設するよりも、これを合併施行することが経済的であると認められるときは、合併して計画すること。</p> <p>(3) 簡易水道等にあつては、次の方式により算定した普及率が原則として100%であること。ただし、区域の主として飲料水取得の状況から、100%普及が困難な場合は90%を限度として下げることができる。</p> <p>ア 普及率は計画年次（計画時点から10年後）における給水区域内の推定常住人口で計画年次の実給水見込人口を除いて算定すること。</p> <p>イ 人口の推定には過去少なくとも10年以上の実績（異常増減を除く。）及び計画給水区域の特殊性を勘案すること。</p> <p>(4) 給水量は、次の付表の「基準」によるものとする。ただし、次の場合にはそれぞれ次に掲げる水量（付表の加算水量）を加算することができる。</p> <p>ア 一般の加算水量 当該簡易水道の給水区域内の人</p>	<p>国庫補助の対象となる飲料水供給施設は市町村の経営しようとするものに限り、かつ、事業計画が次の各号に掲げる基準に該当するものに限るものとする。</p> <p>(1) 布設対象区域（以下「給水区域」という。）は、配水管布設計画のある地域であつて、かつ、次のいずれかに該当する地区であること。</p> <p>ア 「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」（昭和37年法律第88号）に定める「辺地」に該当する地区。</p> <p>イ 「辺地」に準ずる地区（「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令」（昭和37年政令第301号）第2条第1項に規定する辺地度数が90点以上である地区。）</p> <p>ウ 日常生活用水に起因する疾病が多発し、又は発生のおそれがある衛生状態の不良地区。</p> <p>エ 流水、天水を日常生活用水としている地区又は水質不良地区若しくは飲料水需給に著しく困却している地区。</p> <p>(2) 家屋のおおむね連たんだした地区は一つの給水区域として計画し分割しないこと。</p> <p>(3) 給水人口は当該年度の4月1日における給水区域内の現在人口とすること。</p> <p>(4) 給水量の基準は簡易水道施設の基準を準用するものとする。</p>	<p>国庫補助の対象となる閉山炭鉱水道施設整備事業の計画は次の各号に掲げる基準に該当するものに限るものとする。</p> <p>(1) 給水区域は、旧施設の給水範囲であること。ただし、旧施設の給水範囲外であつて近辺に新たな給水を要する地区がありこれを合併施行することが適当と認められるときは、あらかじめ厚生労働大臣の承認を得て給水区域とすることができること。</p> <p>(2) 給水人口は、計画給水区域の特殊性を勘案して算定した人口を基準として定めたものとする。</p> <p>(3) 給水量の基準は簡易水道施設の基準を準用するものとする。</p> <p>(4) 共同給水装置は旧施設の給水範囲内に設置する場合に限るものとし、給水人口を基準とする場合においては、25人に1個であり、給水戸数を基準とする場合においては5戸に1個の割合であること。</p> <p>(5) 閉山炭鉱水道施設を廃棄して水道施設を新設する場合は、次の各号に該当する場合に限るものとする。</p> <p>ア 閉山炭鉱水道施設の老朽が甚だしく、これを改良することが不効率とみなされるもの。</p> <p>イ 閉山炭鉱水道施設の資材、施工等が水道法第5条（施設基準）に規定する基準に比して著しく低位なるもの。</p> <p>ウ 閉山炭鉱水道施設の</p>	<p>簡易水道施設欄を準用する。</p>

<p>口密度が高く、生活水準が高い等のため特に多量の水を使用する要因がある場合。</p> <p>イ 学校、病院等の加算水量 当該簡易水道の給水区域内に学校、旅館、官公署、病院その他の施設があり、これらの施設において特に多量の水を使用する場合。</p> <p>ウ その他 厚生労働大臣が適当と認める加算水量</p>		<p>老朽化と併せて施設台帳、図面等の不備又は欠除等のため、あるいは閉山炭鉱水道施設を保持することが経営面からみて著しく不効率とみなされるもの。</p>
--	--	--

(付 表)

① 簡易水道等施設（地方生活基盤整備水道事業を除く。）

給 水 量 の 基 準			
	1 人 1 日 平均 給 水 量	1 人 1 日 最大 給 水 量	1 日 平均 給 水 量 及 び 1 日 最大 給 水 量
一 般	200 ℓ	250 ℓ	200 ℓ × 給水人口 250 ℓ × 給水人口
加 算 水 量			
一 般	40	50	同 上
学 校	50	100	〃
旅 館	200	300	〃
官 公 署	80	120	〃
病 院	300	450	〃
そ の 他	厚生労働大臣が適当と認める水量		

② 地方生活基盤整備水道事業

給 水 量 の 基 準			
	1 人 1 日 平均 給 水 量	1 人 1 日 最大 給 水 量	1 日 平均 給 水 量 及 び 1 日 最大 給 水 量
一 般	250 ℓ	315 ℓ	250 ℓ × 給水人口 315 ℓ × 給水人口
加 算 水 量			
一 般	50	60	同 上
学 校	60	125	〃
旅 館	250	375	〃
官 公 署	100	150	〃
病 院	375	560	〃
そ の 他	厚生労働大臣が適当と認める水量		

第5 補助申請の手続き

- 1 市町村は、補助金の交付を受けようとするときは、都道府県知事が定める日までに別紙様式(1)により申請書類を作成し、都道府県知事に提出し、都道府県知事は別紙様式(1)を審査し、とりまとめのうえ関係書類を添えてこれを厚生労働大臣に提出するものとする。
- 2 市町村は、補助金の交付の決定を受けた後において事情の変更により補助金の追加交付又は一部取消しを受けようとするときは、簡易水道等施設整備費国庫補助金追加交付(一部取消)申請書を別紙様式(1)により作成し、前項の提出方法に準じ厚生労働大臣に提出するものとする。
- 3 市町村は、1又は2の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

第6 補助金の概算払い

厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払いをすることができる。

第7 交付決定までの標準的期間

都道府県知事は、交付申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に厚生労働大臣に提出するものとし、厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日から原則として2月以内に交付決定を行うものとする。

第8 事業計画の変更

市町村は、補助金の交付の決定を受けた補助対象事業の計画について、次の各号に掲げる事項を変更しようとするときは、別紙様式(1)により事業計画変更申請書を作成し、変更理由書を添付のうえ、これを厚生労働大臣に提出し、その承認(竣工期日の変更については指示)を受けるものとする。

- (1) 給水区域
- (2) 給水人口
- (3) 給水量
- (4) 構造物(貯水池、さく井、取水井、ポンプ室、沈殿池、ろ過池、薬品混和装置及び混和池、滅菌装置、配水池等の施設をいう。以下同じ。)について次に掲げる事項
 - ア 施行場所(100メートル以内の変更の場合を除く。)
 - イ 形状寸法及び材質(当該構造物の原計画能力に変更を生じない程度の変更の場合を除く。)
 - ウ 数量(当該構造物の設置数量をいう。)
- (5) 管渠(構造物の附帯設備である管渠を除く。)にあつては、総延長の30%以上の増減が生じた場合
- (6) 工事しゅん工期日(30日以上遅延する場合に限る。なお、工事が翌年度にしゅん工する場合は、本項による手続によらず第15(事業の繰越し)によりその手続をとること。ただし、翌年度に繰り越した事業は、やむを得ない事由のため当該年度内にしゅん工の見込のない場合、若しくは本項の事業計画(本号を除く。)の変更があつた場合に限る。)

(7) 事業に要する経費の配分変更であって、次の事項を変更しようとする場合

ア 本工事費、附帯工事費、用地費及び補償費、調査費、機械器具費、営繕費又は工事雑費のいずれかの額の30%を超える変更をしようとする場合

イ 本工事費、附帯工事費、用地費及び補償費、調査費、機械器具費、営繕費又は工事雑費から事務費へ流入する場合はいずれかの額の20%を超える変更をしようとする場合

第9 使用の制限

市町村は、交付を受けた補助金を国庫補助対象水道施設事業以外の費用に使用してはならない。

第10 事業実績報告書等の提出

1 補助金の交付を受けた市町村は、当該事業に関する事業実績報告書を別紙様式(2)により事業完了後1ヶ月以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに都道府県知事に提出しなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに別紙様式(5)による年度終了実績報告書を都道府県知事に提出するものとする。

2 事業実績報告書等の書類の様式は、別紙様式(2)によるものとする。

3 市町村は、第5の3のただし書きに定めるところにより交付の申請を行った場合において、1の実績報告書(年度終了実績報告を除く。)を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを補助金から減額して報告しなければならない。

4 市町村は、第5の3のただし書きに定めるところにより交付の申請を行った場合において、1の実績報告書(年度終了実績報告を除く。)を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定したときには、その金額(3の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別紙様式(6)により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

5 厚生労働大臣は4の報告があった場合には、仕入れに係る消費税等相当額の返還を命ずる。

第11 補助金調書

市町村は、補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式(3)による簡易水道等施設整備費国庫補助金調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度終了後5年間保存しなければならない。

第12 報告の徴収等

厚生労働大臣は、必要と認めるときは、補助金の交付を受けた市町村に対し、当該事業の工事の実施状況、経理の状況その他必要な事項について報告をさせ又は検査を行うことができる。

第13 中止又は廃止

1 市町村は、補助金の交付の決定を受けた後において当該補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、当該事業の中止又は廃止の理由その他必要な事項を記載した書面を都道府県知事を経由して、厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 1の書類の様式その他必要な事項に関しては、別紙様式(4)による。

第14 状況報告

市町村は、補助金の交付の決定を受けた後において、当該事業実施に伴い交付要綱により算定された補助対象事業費が減少し、これにより補助金の一部が不用となったときは、直ちに当該事業の補助対象事業費が減少するに至った理由その他必要な事項を記載した書面（別紙様式（4）による。）を都道府県知事を経由して、厚生労働大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

第15 事業の繰越し

- 1 国庫補助対象事業は、当該年度内に完了しなければならない。なお、当該事業着手後やむを得ない事由のため当該年度内に事業着手又はしゅん工の見込みのないものについては、事業計画変更（繰越し）申請書を作成し、都道府県知事を経由してこれを当該年度の2月20日までに厚生労働大臣に提出し、その指示を受けなければならない。
- 2 1の申請書には、繰越ししなければならない理由を具体的に記載するものとし、かつ書類の様式その他必要な事項に関しては別紙様式（4）による。

第16 補助金の返還

厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

第17 取消し

厚生労働大臣は、補助金の交付を受けた市町村が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第8（事業計画の変更）及び第13（中止又は廃止）による承認を受けなかったとき。
- (2) 第9（使用の制限）及び第18（事業完了後においても従うべき条件）を遵守しなかったとき。
- (3) 第11（補助金調書）による調書を作成しておかなかったとき。
- (4) 第15（事業の繰越し）により指示を受けなかったとき。
- (5) 第19（財産処分）の2による納付をしなかったとき。

第18 事業完了後においても従うべき条件

市町村は、事業完了後においても、おのおのの目的に従い、善良なる管理者の注意をもって当該施設の適正なる維持管理をするとともに、その効率的運営を図らなければならない。

第19 財産処分

- 1 市町村は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに取得価格50万円以上の機械及び器具については、厚生労働大臣の定める期日まで厚生労働大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- 2 厚生労働大臣の承認を受けて1の財産を処分することにより収入があったときは、その収入の一部を国庫に納付させることがある。

第20 契約時の措置

工事契約締結の際は、「一括下請負の禁止」について条件を付すものとする。

第21 その他

特別の事情により第3、第5及び第10に定める算定方法、手続等によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。